

平成18年12月22日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	欠	番
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御	門	敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育 委 員	長	藤	家	恒	善
教 育	長	小 野	原	利	幸
教 育 次 長 兼 庶 務 課 長		藤	田	洋 一	郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ	瀬	健	二
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年12月22日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第88号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第85号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 報告第6号 専決処分事項の報告について（台風災害による損害の賠償）（報告）
- 日程第5 報告第7号 専決処分事項の報告について（台風災害による損害の賠償）（報告）
- 報告第8号 専決処分事項の報告について（台風災害による損害の賠償）（報告）
- 日程第6 議案第86号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 議案第87号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 鹿島市農業委員会委員の推薦について
- 日程第8 意見書第10号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第9 意見書第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から報告2件、議案2件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成18年度10月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、本日審議の議案第85号の上程分の中に一部訂正がっております。正誤表の写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1. 議案の追加上程であります。

報告第7号から報告第8号の2件及び議案第87号から議案第88号までの2議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、報告2件、補正予算1件、人事案件1件でございます。

まず、報告第7号及び報告第8号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、議案第87号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、補正予算追加提案の折に申し上げておりました台風13号による農作物等災害復旧支援のうち、農作物被害による減収を補うための災害資金融資について、関係機関との調整が整いましたので、その融資に係る利子補給について債務負担行為の補正を計上いたすものでございます。

災害資金融資の内容といたしましては、佐賀県農業災害等対策特別資金制度及び平成18年度鹿島市緊急特別対策農業再生資金制度に係る融資の2件でございます。

佐賀県農業災害等対策特別資金は、農畜産物の被害額が平年農業収入の一定額以上の農業者に対し資金を融資し、5年間に限り利子補給するものでございます。また、平成18年度鹿島市緊急特別対策農業再生資金は、JAの台風災害対策特別資金貸付制度と連携し、今回、鹿島市が独自に創設いたしました新たな利子補給支援制度でございます。

内容といたしましては、台風被害に伴う農業収入の減収分を限度額として融資を行い、年利1.2%の貸付利率に対し、利率の0.7%分を5年間に限り助成するものでございます。融資の用途につきましては、災害資金の借りかえや農家生活復旧資金などを設定しております。これらにより農家の負担を軽減し、農業経営の早期回復を支援するものでございます。

次に、議案第88号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員、西村幸氏の任期が平成19年2月16日をもって満了しますが、引き続き西村氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては御審議の際、担当部長、または課長が御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第87号から議案第88号までの2議案及び意見書第10号から意見書第11号の2件は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第87号から議案第88号までの2議案及び意見書第10号から意見書第11号の2件は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第88号

○議長（小池幸照君）

次に日程第2. 議案第88号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第88号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第88号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから、鹿島市固定資産評価審査委員会委員の紹介があります。出村助役、お願いします。

○助役（出村素明君）

それでは、私の方から紹介をさせていただきます。

ただいま議会の同意をいただきまして、固定資産評価審査委員会委員として再任されることになりました西村宰様です。西村様、一言お願いいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（西村 宰君）

ただいま御承認いただきました固定資産評価審査委員会委員、西村です。よろしくお願いいたします。

今期で4期目ということで、今期限りということでお受けいたしました。これから3年間、忙しくならないように祈りながら、一生懸命勉強を重ねて頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。（拍手）

○助役（出村素明君）

以上、紹介を終わります。ありがとうございました。

日程第3 議案第85号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．議案第85号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

おはようございます。議案第85号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議について御説明を申し上げます。

議案書の36ページをお開き願いたいと思います。

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定によりまして、今後の高齢社会に対応する医療制度改革の一環として、平成20年4月から新たな医療制度としてスタートいたします75歳以上の後期高齢者の医療に関する事務を、佐賀県内の全市町村が参加いたしました共同事務処理組織として佐賀県後期高齢者医療広域連合を設立することとなっております。このため、地方自治法第284条第3項の規定に基づきまして、次の37ページから41ページにお示しをいたしております規約を定め、佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立に関し協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いいたしますのでございます。

それでは次のページ、規約の方を見ていただきまして、第1条から順次御説明を申し上げます。

まず、第1条では、広域連合の名称を規定いたしております。

第2条では、広域連合を組織する地方公共団体を規定いたしております。

第3条では、広域連合の区域を規定いたしております。

それから、第4条では、広域連合の処理する事務を規定いたしております。後期高齢者医療制度の事務は、住民の利便性等を図るために連合が行う事務と各構成市町が行う事務の二つに分かれております。連合が行う事務につきましては、ここの第1号から第5号に掲げておりますとおり、被保険者の資格管理、保険料の賦課と、この医療制度の基幹となる事務を処理いたします。また、それぞれの市役所や町役場が行う事務につきましては、後段の40ページ中段に別表第1（第4条関係）と表示をしておりますけれども、その部分にお示しをいたしております。被保険者の資格管理に係る申請及び届け出の受け付け、あるいは資格証明書の引き渡し等、直接住民の方に接する窓口、いわゆる窓口事務と言われる事務を行い、住民の皆様の利便を図ることといたしております。

次に、第5条には、地方自治法上、広域連合には広域計画の作成が義務づけられておりますが、その計画に盛り込むべき事項を規定いたしております。

第6条には、広域連合の事務所の所在地を規定いたしております。現在の予定では、佐賀市の大和支所——旧大和役場を事務所とする予定でございます。

第7条から第10条までは、広域連合の議会に関する事項が規定をされております。連合議会の議員定数は25名、その選出は、各市町の議会議員の中から各市町それぞれ1名を、また、75歳以上人口が最も多い市及び町から各1名をそれぞれ市議会、町議会において選出していただく規定になっております。また、連合議員としての任期は、それぞれの出身市町の議会議員としての任期ということになります。連合議会の議長、副議長の選出は、連合議会議員の中から連合議会議員の選挙によって選出される規定になっております。

次に、第11条から第15条までは広域連合の執行機関の組織等に関する規定でございます。連合には連合長1名、副連合長2名を置くことと規定をいたしております。連合長の選出は、各構成市町の首長さんの中から首長さん方の投票によって選出をされることになっております。また、副連合長2名の選任は、各構成市町の首長さんの中から連合長さんが連合議会の合意を得て選任することになります。連合長、副連合長の任期は4年で、出身市町の長の職を退かれた場合は、それと同時に連合長、または副連合長の職を辞されるということになります。

第14条は、広域連合に理事会を置く規定でございます。

第15条は、広域連合に配置される私どもと同じ一般職員に関する規定でございます。職員の配置につきましては、準備期間中である平成19年度は26名、この医療制度がスタートする平成20年4月からは、30名程度の職員体制になる予定でございます。

第16条は、選挙管理委員会に関する規定でございます。選挙管理委員会は4人の委員さん

で組織されることになっております。また、任期は4年でございます。

第17条は、監査委員に関する規定でございます。監査委員は2名で、そのうち1名は連合議会の議員さんから、もう1名は財務管理、あるいは経営管理等にすぐれた識見を持たれる方1名を連合長が連合議会の同意を得て選任することになっております。

第18条は、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定でございます。連合の経費は、関係市町の負担金、事業収入、国及び佐賀県からの支出金及びその他の収入で賄うということになっております。

なお、関係市町の負担金は、次のページの後段の別表第2（第18条関係）に示されております負担割合で負担をするということになります。ちなみに、準備期間である平成19年度に鹿島市が負担する共通経費に係る負担金は、当初予算見込みで19,000千円程度になるという見込みでございます。

第19条は補則規定でございます。

附則では、この規約が平成19年2月1日から部分施行し、4月1日から全面的に施行されるということ。あるいは、後期高齢者医療制度がスタートする平成20年4月1日の前日までの経過措置の規定を行っております。

以上で議案第85号の説明を終わりますけれども、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今回、提起をされているのは、御承知のように後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度をつくるということでこういう状態になって、これは事業主体が広域連合で、この広域連合が都道府県単位で結成をされ、全市町村が加入するというような仕組みの中で今回これが提案されたわけですが、そもそも私はこの問題自体、私たちが中身の検討をし、内容についていろいろ手の届かない状況がある中での発足だということも大きな問題だと思っておりますが、何点か質問したいと思います。

今回、75歳以上の方たちが特別の保険という形になるわけですが、まずお尋ねをしますのは、鹿島市においてその対象者が何名なのか。それから、いろいろありますでしょう。資料をいただいていた1、2、3、4と分けてありますが、基礎年金受給者とか厚生年金の平均的な年金の受給者だとか、自営業者の子供と同居する者、それから被用者の子供と同居する者というような区分けがされておりますが、それぞれが鹿島市に何名該当者がいるのか、まずお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

全体的に、後期高齢者の医療制度に移られる方が75歳以上という形になります。その被保険者となられる方が約4,000名程度いらっしゃいます。

それから、資料として差し上げております比較の事例の1、2、3、4、それぞれどのくらいいるかということでございますけれども、この分については今のところきちっと把握できておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、75歳以上が4,000人ということで、この4,000人の人から特別徴収がされるわけですが、その税率ですかね、金額が具体的に決まっておりますが、平均なども出ておりますが、全体で幾らになるんですか。鹿島市での保険料の総額。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

この医療制度の保険料につきましては、資料の方にも下の方に書いておりますけれども、具体的には広域連合が組織をされて、そこに議会ができます。その議会の中で保険料が決まるということになります。

それで、お手元に資料を差し上げておりますのは、国が現段階で示しております額を逆算した形で、応能割についてはここに6.65%とかお示しをしているところでございます。

それで、全体的に鹿島市で75歳以上が4,000名ほどいらっしゃるということで御説明を申し上げましたけれども、その4,000人程度の保険料がどのくらいになるかということにつきましては、今のところ把握をしておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

保険料がまだ正式に決まっていないから具体的にないと思いますが、大体わかるでしょう。私も意地悪で聞いたわけじゃないですがね。国の平均が6,200円で4,000人ですから、大体28,000千円、約30,000千円ぐらいですよ。その辺ぐらいははじいてくださいよ。

そういうことで、結局、今まで後期高齢者と言われる人たちは扶養に入ったり、その他で払わずに済んだ人もおりますが、もちろん今まで払っていた分もあると思いますが、その分負担がふえるという形になるわけですね。特にこれは、年額180千円以上の年金を取る人は年金からの天引きだという決まりになっているわけですが、その中でも介護保険と合わせて

年金の2分の1以上になる人は天引きの対象にならないというようなこともあります。そのことでお尋ねをしたいと思います。180千円以上年金がない人もありますし、そういう収入のない人もあると思います。それから、先ほどあったように、2分の1を超えるというようなことで天引きされないというのもあると思いますが、天引きの対象にならない人が何人いらっしゃるのかお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

この医療制度で年金から天引きの対象にならない人がどのくらいかということで、それは正確に把握をいたしていません。ただ、参考となるのが、介護保険の65歳以上がこの医療制度と同じような形になっております。65歳と75歳の違いはありますけれども。

それで、ちなみに鹿島市の平成18年10月現在の実績で申し上げますと、介護保険の被保険者全体で8,000人ぐらいです。そのうちに7,300人ぐらいが特別徴収の対象者になります。率にしますと91%、それから普通徴収の方が約750人、9%程度いらっしゃいます。したがって、鹿島市全体ではこれぐらいの率になっていくんじゃないかというふうに、率的にですね。人数については違いますけれども、率的にはその程度になるんじゃないかということで考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

天引きの対象とならない人というのは、天引きされる人でも非常に財政的には厳しい状況の方ですが、さらに天引きをされないランクの人というのはもっと大変な状況にある人たちだと思います。こういう人たちの徴収についてはどのようなになっているのか、まずお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

年金から徴収されるのが特別徴収ということで、それ以外の方は普通徴収という形になります。それで、その徴収事務につきましては、各市町村の広域連合が納付書を発行しまして、その徴収については各市町村が当たるという方向で話が進んでおります。ただ、広域連合と各構成市町の事務の分担の詳細については、法律の中でもそれぞれの協議をしながら、そこら辺は決定をしていいというような形になっております。それで、今後、詳細については詰めていかれることになろうかというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

天引きをされない人は各市町村が納付書によって徴収をされるということだと思いますが、今回、非常に大きな問題だと思いますのは、納税されなかった場合の資格証明書の発行というのが義務づけられてきていると思うんですよね。そういうことになりますと、本当に高齢者の人たちが病院に行きたくてもいけない状況なんかも出てくるわけで、その辺の取り扱いについて非常に問題だと思うのと、今おっしゃったように、主な事務は広域連合でやるにしても、そういう徴収だとか、恐らく今も国保だとか、その他で税金が納まらない分を時間外を費やして皆さんが努力されているというのがありますが、しかし、そういうことが今回また起きてくるという事態は大いに考えられるわけですよね、一番大変なところで。

そういうのに対して、例えば、別に組合はできたけど、そういう仕事に対しては直接市がやらなくちゃいけないということで、今、それでなくても皆さんの事務量が非常にふえて、先ほど私が対象者がどうなっているかと、もっと豊かに職員さんの人数がいらっしゃるなら、もう既にこのくらいの数字ははじいた統計をとつとかんといかん。そういう時期だけど、そこまでは手が回らないというような状況の中で、さらに仕事がふえてくるということが考えられるわけですが、市長、そういうのに対して体制をとつとかん、これは職員さんが大ごとなことになると。職員さんが今でも大変な中で事務をされているんですけど、まだ大変なことになるとは思いますかね、その点についてお考えがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

普通徴収が恐らく構成市町の事務というふうになってくると思います。当然、今までなかった事務がその分ふえるわけです。それにつきましては、こういう鹿島市の財政基盤計画を立てて、職員数を削減しながら住民サービスを充実させていこうというふうにしている中でございます。そういうことも考えながら、人員体制は整備をしていかなければならないというふうに考えております。

それから、あと後期高齢者の医療制度が新しく事務がふえるわけですね。それで、今の市の中でその所管をどうするかということにつきましては、庁内の中でその事務をどこが分担するのかということは今まだ決めておりませんが、近いうちにそういう会議を開きながら、最終的な事務分担をどこにするかということは決定していくことが必要だろうというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私たちが考えただけでもね、今までより事務量、仕事量は大幅にふえると思うんですよ。特に市民部長、福祉とか保険健康課とか、本当に皆さん方の仕事ぶりを見ていますと、わずかな人数で本当に大変な部分を今受け持たれながら、あるときは電気が遅くまでついたりとか、それから、何かをお尋ねしに行ったりなんかすると、職員さんが1人しか対応する人がいないので対応できないというような、そういうやっぱり今非常に人数が少ないことで市民サービスについてもいろいろマイナスな面もあるというような状況の中で、さらに仕事が増えてくるということで、市民部としても大変な状況になると思いますが、その点については部長、どうお考えかお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

松尾議員の質問ですけれども、特に市民部の中には、今回の高齢者医療制度に限らず、もともとからありました高齢者に対する介護保険制度の見直し、それに伴う包括支援センターを市に設置しているということ、それに障害者自立支援法が改正になりまして、市がする事務というのも相当数ふえております。もろもろのことを考えてみますと、事務量としては窓口業務が相当増加をいたしております。その中身をいろいろ検証いたしまして、今、全庁的に職員数とか、そういう業務量等の調査がっておりますので、市民部の要望としてはいろんな要望をいたしまして、全庁的な対応をしていただくということでお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次、お尋ねします。

今回の後期高齢者の医療制度というのは、ただ単に75歳以上の人から保険料を取るというだけでなく、現役の労働者の人からも保険料を取るという形になるわけでしょう。現役の働く人は一般保険料と特定保険料という形で取られるわけですが、鹿島市でその特定保険料と言われる金額がどれくらいの額になるのかお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

75歳以上の被保険者の保険料以外に、一般の人からどういうふうに医療制度の保険料が徴収をされるかという御質問かと思います。

保険料としては、75歳以上の被保険者の方からおいただきするという形になります。ただ、この制度の中で被用者保険、あるいは国民健康保険、その保険から支援金という形でこの医療制度に財源を支援するという制度になっております。その分が全体的にいいますと12分の4.8ということで、日本全国そういう形になっております。

それで、支援金をどういうふうにして、いずれにしても各組合から、国保から取るにしても、その分は市民の方をお願いをするという形になるわけですので、全体的には12分の4.8の割合になりますけど、その率がどのくらいになるのか、詳細についてはまだはっきりしません。全体的に鹿島市で、じゃあ、それが幾らになるかということについては、まだ把握できない状態です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

全体的には把握できないということですが、先ほど私が一般保険料と特定保険料ということで引かれるでしょうと言ったら、支援金という形で来ますということですが、その支援金がそういう形で引かれるわけでしょう。恐らくあなたたちの給料袋も、間もなく特定保険料と一般保険料と書かれてくるわけでしょう。その分、余分に来るんですよ。今のあなたの説明だったら、支援金ということで来ますと言ったら、市民は、その会社かどこかが余分に出すような錯覚を受けるんですよ。そうじゃないでしょう。これは必ず皆さんからも一般保険料、特定保険料ということで、その特定保険料がその支援金という形でまとめられて入ることだと思いますがね。ただ単に75歳以上の後期高齢者だけでなく、このことがほかの一般の人にもかかってくるというのは、もう明らかなわけですね。

さらに言いますと、65歳から75歳までの前期高齢者にも、間もなく別の形で保険がかかってくるという筋書きはもうちゃんと立てられているわけですから、この後期高齢者制度がただ単にここにできて、別にこの人たちを切り離してやるんですよというだけじゃなくて、すべてにかかってくるというのが今回の制度だと思いますよね。

そして、こういうことが本当に後期高齢者の人たちを援助し、また、一般の人たちに対してもいろんな形で恩恵が来るかという、そうじゃない。後期高齢者の人に対しては、保険料をそれだけ余分に納めさせた上に医療体制だって変わっていくわけでしょう。後期高齢者に対する医療体制というのは変わっていくわけなんです。それから、資格証明書などの発行を直接されることによって、病院にかかりたくても我慢をしなくちゃいけないというのは、まさに今度の体制が健康と命を脅かしていく大きなものになるというのが私は非常に心配しますが、最後にお尋ねをします。

これは市長にお尋ねをしたいと思いますが、一応全国平均で、まだきょうも保険料とか出ていませんが、75歳以上から介護保険料と後期高齢者の保険料、これを合わせて全国平均で

10千円引かれるようになると、そういうことが今言われていますね。今、特に鹿島市なんかは年金暮らしの人たちは本当に非常に低い年金で生活をされておりますが、私はそういう状況になれば、市民の人たち、高齢者の人たちの暮らしはこれまで以上に脅かされ、大変な事態になっていくと思いますが、今回のこの問題について、こういう事態を踏まえて、市長はどうとらえられているのか、そこのところをお答えください。（「ちょっと時間をもらっていいですか。今の、整理しますから。ちょっと部長と課長と来てくれん」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

そのまま休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

市長の答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

高齢者の負担がふえはしないかと、このことでありますが、確かにそういう状況になるということを懸念しております。国の法律事項でこういうふうになるわけですが、やること自体を法律でも決定しておられますので、市町村議会への提案というのをやるについては、この規約でどうでしょうかということをお諮りしているわけですし、今、御質問については、市町村での決定ということとはやや違うところもありますので、私たち広域連合を組みましても、できるだけ高齢者の負担が少なくて済むように努力をしなければいけないと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、市長が国で決まったことということをおっしゃっていますが、介護保険を今まで取り組んでから、あり方を見ますときに、はっきりわかっていると思うんですね。今回も何度も介護保険税が高過ぎると、市民の人たちからも苦情が来ていますしね。そのときに、私もここで介護保険料を何とか減免だとか、援助をすべきだと言いましたが、市長はこれは組合でやっていることだから、組合のあれが崩れてしまうんだというようなことをおっしゃいました。これもまさにそのとおりですよ。だから、問題があったって、そのことを理由にして何も手がつけられなくなるんですよ。

例えば、市長が本当にこれはどがんってこんせんばいかんと思っても、国のとやけんしょんなかと言うぎ、それまでになってしまうわけですね。ましてや、私たち議員が市民の皆さんからいろんなことを受けて、ここで発言をしても、これは生かされないんですよ。これが

ら通らないんですよ。鹿島から議員が1人出たにしても、本当に手の届かないものになってしまう。今、周りを見ていると、すべてがそういう形で国から来ている。介護保険しかりですね。自立支援法だってそうです。すべてがそういう形で来ておって、私たちが国がするとやけん、しょんなかたいて言ってしまったらもうおしまいなんですよ。私たちの暮らしや命が本当に一つ一つこういう国が出してきたことについて崩されていっていると思います。

もう言いませんが、そういうことで、その後、私は態度を表明しますが、ぜひ皆さん方も御理解をいただきたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほどの松尾議員の質問の中で、支援金についても住民の方から徴収をされるというような指摘があったわけですが、それも含めて先ほど国保の被保険者の方からも、支援金に対する部分が恐らく徴収されるというようなことでお答えをしたと思いますが、全体的に国が示しております支援金の中身について、どういう負担になるかということについて補足をさせていただきたいと思っています。

国が示している資料によりますと、現役世代からの支援は、国保が4,200万人、それから被用者保険7,100万人の加入者数に応じた支援ということですね。それで、この被用者保険は私たち市の職員も被用者保険の方に入るわけですが、先ほど言われるように給料から、その支援金分について恐らく上乗せはあると思います。そういう形で取られると思いますが、この国保の分について国保の被保険者について、じゃあ、年齢がどこから、例えば、20歳以上の被保険者から取られるのかどうか、そこら辺はまだ国が施行令を示しておりませんので、はっきりしたことが言えないんですよ。現在の国民健康保険ではゼロ歳児から、生まれたときから被保険者とカウントされるわけですが、支援金についての保険料と言うぎよかですかね、その分が住民に転嫁される年齢というのが、まだはっきりしていません。恐らく年明けてから4月ぐらいに政令を示すと国が言っておりますので、その時点ではっきりしてくるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど私が御説明したのは、今、課長が申しましたのとちょっと重複をしますが、少し整理してみますと、後期高齢者の今度新設される制度の財源は三つの要素から成り立つんですね。まず、高齢者から直接いただくもの、これが約1割。それから支援、これは国保とか被用者保険、こういう現役世代からの支援が4割。それから、あとが公費、ここの中に市も入るわけですが、これは1対4対5というのは法律で決めています。したがって、

市でできる財源措置というのはルールで決まっておりますので、それしかできませんと、そういう意味で申し上げているわけでして、あとの運用とかこういうものについて、できるだけ保険料を抑えるというふうな努力をいたします。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

後期高齢者制度、75歳以上の高齢者を現役加入している国民健康保険や組合健保などから切り離し、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度とするものということで、国会で成立したわけですが、この制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付がふえれば、後期高齢者の保険料の値上げにつながるという仕組みになっていることです。そのことが受診抑制につながることにになり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことが心配をされます。

すべての後期高齢者が、介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収されます。保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証、資格証明書が発行されることとされています。さらに、現役労働者からも一般保険料、特定保険料というふうにして給与から引かれるというようなことになりましたが、そのことが現役の労働者と後期高齢者の分断にもつながるんじゃないかという心配もあります。

運営主体は提案されているように、新たにつくられる広域連合です。この広域連合は県が結成し、全市町が加入する仕組みになっているわけですが、広域連合は保険料額の設定など基本的な運営を行い、市町村は保険料の徴収、納付、各種届、受け付けなどの事務を行うことになっているようです。広域連合には議会の設置が義務づけられておりますが、しかし、それはそれぞれの地方議会の議員が直接運営に参加をしたり、また、いろんな意見を述べることは不可能です。介護保険制度と全く同じであると思います。当然このことは、住民が運営に参加できる仕組みが遠のくということも問題になるのではないかと思います。

08年度の保険料の全国平均は、月額6,200円と推定をされているようです。これが介護保険と同様に年額180千円、月額15千円以上の年金受給者は、年金から保険料が天引きをされることになります。ただし、介護保険と合わせた保険料が年金額の2分の1を超える場合には、天引きの対象にはならないと聞いております。保険料を滞納した場合には、国保同様に資格証明書の交付が行われるというわけです。

国保で資格証明書の発行を受けた被保険者の約半数が受診を控え、医療から遠ざけられて

いると言われております。健康悪化を引き起こすなど大きな問題になっています。今、これは本当に大きな社会問題になっています。この措置を後期高齢者医療制度でも継続するということですから、私は重大なことだと思います。また、広域連合議会は、住民から直接選ばれない議員が保険料の減免のあり方とか財政方針、給付計画など、高齢者の生活にかかわる重大な問題を決定することになるわけです。その上、広域連合は独自財源を持たないので、一般財源の繰り入れによる保険料減免が困難になるなど、いろんな問題が考えられます。

私は、今回の組合議会の設置、今申し上げましたように内容を考えますと、高齢者の暮らしだけでなく、命などを脅かすものになるということを考えるときに、どうしてもこの案には賛成できません。

最後に申し上げたいと思いますが、今、国は来年度の予算に向けて作業が続いております。新幹線を初め、むだな大型公共事業につぎ込むのではなく、国民の足元の暮らしに国民の大切な税金が使われることを望んで、反対の討論としたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第85号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第85号は提案のとおり可決されました。

日程第4 報告第6号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4. 報告第6号 専決処分事項の報告についてであります。

当局の説明を求めます。田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

報告第6号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

議案書（その2）の1ページをごらんいただきたいと思います。これは、ことしの9月17日の台風第13号によります損害の賠償額を定めるものでございます。地方自治法第180条第1項の規定並びに市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分し、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

内容は、市道小舟津～広瀬線に植栽しています街路樹が、この台風により幹が折れ、隣接している行成の峰松喜照さん所有のカーポートと、ここのカーポートに駐車中の車を傷つけ

損害を与えたものでございます。

この賠償に伴います予算につきましては、去る10月16日の臨時議会で議決をいただいておりますけれども、11月10日に賠償金として鹿島市が122,850円を支払うことで示談が成立しましたので、報告をいたすものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第6号を終わります。

日程第5 報告第7号～報告第8号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5．報告第7号及び報告第8号 専決処分事項の報告についてを一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

報告第7号及び報告第8号 専決処分事項の報告について御説明いたします。

報告第7号は、議案書（その3）の1ページでございます。報告第8号が2ページでございます。この2件の報告につきましても、先ほど報告がありました報告第6号と同じく、平成18年9月17日の台風13号災害による損害の賠償を行うものでございます。そして、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、報告第7号の内容でございますが、鹿島市民俗資料館の屋根の一部が台風13号の暴風にあおられて吹き飛び、隣接している鹿島市古枝甲1442番地の植松初男さんの店舗の窓ガラス及び網戸を破損させたものでございます。損害賠償の額は36,855円で、平成18年12月13日に専決処分いたしましたものでございます。

次に、報告第8号の内容でございますが、原因は報告第7号と同じく、鹿島市民俗資料館の屋根の一部が台風13号の暴風にあおられ吹き飛び、古枝公民館に災害対策で待機中の鹿島市古枝甲1527番地の沖田和巳さん所有の古枝公民館駐車場にとめてあった自動車に損害を与えたものでございます。損害賠償の額は32,235円で、平成18年12月13日に専決処分をいたしましたものでございます。

以上、報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について、一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号及び報告第8号は終わります。

日程第6 議案第86号～議案第87号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第86号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について、議案第87号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）についての2議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案第86号及び議案第87号の一般会計補正予算2件につきまして、一括して御説明をいたします。

今回の補正は、9月11日に発生いたしました台風13号による農業被害に対して復旧支援事業を速やかに行うため、いち早く補正予算を編成するものでございます。

それではまず、12月13日に提出いたしました議案第86号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

お手元の補正予算書をごらんください。12月13日提出分でございます。

1ページをお開きください。今回の補正は、予算の総額に46,200千円を追加し、補正後の総額を11,421,150千円とするものでございます。

2ページをお開きください。2ページと3ページは、今回の補正の議決科目の区分及び集計表でございます。

4ページをお開きください。4ページと5ページは、補正予算の事項別明細書の集計表でございます。

6ページをお開きください。6ページより、補正予算の内容を御説明いたします。

まず、歳入でございます。

14款2項4目．農林水産業費県補助金でございます。農作物園芸施設、畜産施設の復旧支援補助金として8項目、総額28,200千円を計上いたしております。補助金の名称は説明欄をごらんください。

7ページをお開きください。7ページは、17款1項1目．基金繰入金でございます。市負担分の補正財源として、新たに財政調整基金より18,000千円の繰り入れを行うよう計上いたしております。

8ページをごらんください。8ページより歳出でございます。

6款．農林水産業費、1項．農業費として、総額46,623千円の補正を計上いたしております。

内訳は、4目．農業振興費として、農作物の被害等の復旧支援に二つの事業6,243千円を

計上いたしております。

5 目．園芸振興費として、園芸ハウス等の被害復旧に総額39,452千円、五つの事業を計上いたしております。

6 目．畜産業費は、畜産業施設の復旧支援に928千円を計上いたしております。

総額46,623千円の補正でございます。

9 ページをお開きください。14款．予備費でございます。予備費は423千円を減額して、歳入歳出の財源調整を行っております。

それでは、同じく12月13日に提出をいたしました議案説明資料（その2）という資料をごらんください。12月13日提出分でございます。

1 ページをお開きください。1 ページは、今回の災害復旧支援事業の内容を一覧表にあらわした資料でございます。事業名、事業主体、事業内容、被害状況等、事業費と負担の割合、補助金総額等の資料でございます。

まず、事業内容といたしましては、農業振興費として2事業、園芸振興費として五つの事業、畜産業費として1事業を計上いたしております。

事業費の合計欄をごらんください。事業費ベースで、134,961千円を総額として見込んでおります。その事業費の内訳としては、佐賀県の補助金として28,200千円、市補助として18,423千円、受益者の負担として88,338千円を見込んでおります。佐賀県と鹿島市を合わせた補助金の総額は46,623千円でございます。

以上で議案第86号の説明を終わります。

引き続き、本日提出いたしました議案第87号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。

お手元の補正予算書1 ページをお開きください。今回の補正は、債務負担行為の補正でございます。

2 ページをお開きください。債務負担行為の補正内容の内訳です。災害資金の融資2件につきまして、利子補給を行う債務負担を新たに2件設定いたすものでございます。1 件目は、佐賀県の融資制度であります佐賀県農業災害等対策特別資金の利子補給、2 件目は、農業協同組合が実施をいたします鹿島市緊急特別対策農業再生資金の利子補給、期間は平成19年度から23年度まで、限度額といたしましては、補助金交付要綱に基づく利子補給の金額を助成いたすことにしております。

3 ページをお開きください。3 ページは、今回の債務負担行為の支出予定額などの調書でございます。

それでは、同じく本分配付をいたしました議案説明資料（その3）をごらんください。

利子補給の中身につきまして概要を説明いたします。

まず、1 ページ目をお開きください。佐賀県の融資制度であります佐賀県農業災害等対策

特別資金につきまして、四角の表のところをごらんください。資金の種類としては2種類がございます。基準金利としては1.9%、3.15%となっております。被害区分をA、B、C、Dの4段階に分けまして、利子補給を佐賀県と鹿島市で2分の1ずつ負担いたしまして、100%から40%の利子補給の助成を行うものでございます。

2ページ目をお開きください。2ページ目は、農業協同組合が実施をいたします鹿島市緊急特別対策農業再生資金の融資につきまして、利子補給を行うものでございます。

四角の欄をごらんください。Aの欄は、基準金利として1.9%を予定しております。農業協同組合の利子助成として0.7%、実質的な貸付金利が1.9引く0.7の1.2%となります。この1.2%に市が0.7%の利子補給を行いまして、農家の実質負担金利を0.5%とする内容の資料でございます。

3ページは、融資制度の要項等をまとめた資料でございます。

以上で、議案第86号及び議案第87号の一般会計補正予算2件の説明について説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

何点か御質問したいと思いますが、今回の災害というのが本当に今までにないように、直接農家の人たちの農産物などに大きな被害を及ぼしたわけですが、これに対しては、これまた今までになく市も早く対応していただいて、臨時議会なども開きながら一つ一つ対応されていったと思いますが、全協でも説明がありましたけれども、私たちもこの問題については大変だということで、農家の人たちのところにも出向いていろいろと御意見も伺ってきました。そういう中で、もう百姓はやめんぞ、どがんしゅうもなかばいというような声とか、何とかせんと、これでしか食うていかれんけん立ち上がりたかばってん、どがんもできんというような声、そういう声がたくさん聞かれた。もう皆さん方も直接お聞きになってきたと思いますがね。

そういうのに対して、鹿島市自体も財源的にも大変な状況もあるし、私たちも国の援助なども必要だということで、熊本農政局などにも出かけて行って要求を出してきましたが、そういういろんな皆さんたちの努力、いろんな動きの中で激甚指定というようなことも取り扱われたんですが、全協でも申しましたが、にもかかわらず国の予算はどうして出ないんですかといったことに対して、これは農地、農業用施設じゃないという説明だったと思いますが、そういうことだということで、直接農産物、その他施設に対してですが、これについては参議院の災害特別委員会の中でも、国自体も農地、農業用施設については激甚指定のあれになっているというようなことも言われているようですがね。

それはそれとしまして、今いろいろ提案をされておりますが、まず私がお尋ねをしたいの

は、きょう提案をされた中に利子補給の問題がありましたが、今、農家の人たちは今回の災害にかかわらず、いろいろな今までの農産物の価格の問題その他によって、農業経営が本当に行き詰まった状況という人たちが非常にたくさんいらっしゃる。それと、特に零細な農家ということで、これまた大変な状況にあり、例えば貸付金の問題にしても、なかなかお金を借りられないくらいにあっちこっちから借りていると。そしてまた、ちゃんとしたところから借りていけばいいわけですが、もう借りられなくなった人たちが手を出してはいけないような民間金融などからも——サラ金ですね。そういうところからもお金を借りるというような実態がたくさんあるのも私は見てきました。

そういう状況の中で、今回、被害に対して市が利子補給をという、本当に大事なことだと思いますが、この中でお尋ねをしたいと思いますのは、1ページの中で被害額が平年農業収入の一定額以上の農業者に対して資金を融資し、利子補給をするということが書かれておりますが、私はわかりませんのでお尋ねします。一定額以上の収入というのはどれくらいであって、全体の何%ぐらいの人が該当されるのか、まずお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

御質問の一定額以上の見解は、農林水産課長が御答弁申し上げます。

恐れ入りますけれども、私の方から今回、支援策を求めるに当たっての基本的な考え方を、いわゆる市長の方から指示があっておりますので、このことを冒頭申し上げさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の被災に対しての支援策、これがまず1点目に市長から指示があったのは、各農家への直接支援ということを第一義的に考えろというふうな指示があっております。

それから、2点目でございますけれども、補助率についても、事業によっては図れるところはできるだけ引き上げなさいというふうな指示です。

それから、3点目でございますけれども、ミカン選果場の利用料金の問題でございます。これはもう市の単独補助として農家の方に助成をせろというふうな指示が来ています。今回はこれの御提案はまだ間に合っておりませんけれども、今、調整中でございます。3月には、このことで御提案を申し上げたいというふうに思っております。

それから、4点目でございます。借りがえ資金を考えることというふうなことで指示があって、この4点を受けて、今回、支援策を提案したというふうなことでお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

資金の今回の支援融資ということについての一定額以上の被害リストはということですが、これにつきましては本日、説明資料ということでお手元に配付をいたしております。1ページの佐賀県農業災害等対策特別資金の概要のところ、表の下の方に、被害区分は次のとおりとするということで、——よろしいでしょうか。（発言する者あり）22日提出の議案説明資料（その3）ですけれども、その1ページに資金の概要ということで表を掲げております。表の下に、被害区分は次のとおりとするということで、被害の区分に応じて、被害の程度によって金利の設定が3区分されますので、そのところにA、B、C、Dとありますけれども、最低は被害額が平年農業総収入額の20%以上の被災に遭われた方ということになります。

それから、被害に遭われた方の全体に占める割合、このことについてもありましたので申し上げます。これにつきましては、明確な答弁にはなりませんけれども、水稻の共済金のデータで申し上げますと、水稻の共済を掛けられた総面積が鹿島市内で939ヘクタールでございます。そのうち、被害30%以上ということで評価になったものが、被害面積として702ヘクタールということになります。面積の被害割合から申し上げますと、74%が3割以上の被害に遭ったということになります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ごめんなさい。私が勘違いしておりました。被害額が平年農業収入の一定額ですね。被害額のところが私が抜けておりましたから、一定額の収入のなか人には貸さんのかなという、そこがありましたので、ごめんなさい。今もらったばかりで、よく見ておりませんでしたから。

それはそれとしてでございますが、そういう状況にあると思いますが、農家に至っても非常に零細な農家もあるわけですね。じゃあ、そういう人たちが本当にこういう資金の融資を受けるための申請をしてできるのかという、この心配はあります。恐らく無理な分があると思いますがね。しかし、大きいところもそうですけど、そういうところほど本当に間もなく、あと何日もせんで正月が来るわけですが、正月だってどうなるだろうかというような、そういう事態がありますが、そういう人たちに対する、これがすべての人に該当すればいいわけですが、ちょっと心配ですから、その面では申請をされればどなたもできるのかどうか。例えば、これを見よったら、保証人だとかなんだとか、いろいろありますからね。それから、今までの負債の問題とか、いろいろなのが絡まってくるんじゃないかと思いますが、そういう足かせが何もなかったらいいんですが、そういう面についてはどう対応されるのか、お尋

ねします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

今回の融資に対する利子補給なんですけれども、今回、市独自で利子補給を打ち出しましたものが、実は農協が10月24日に創設をされました特別の災害資金でございます。それで、ただいま松尾議員の方からありました内容につきましては、きょう資料をお配りしています説明資料（その3）の3ページをお開きいただきたいと思いますけれども、この3ページが農協で10月24日に創設をされました特別資金の内容です。

それで、8番目の保証及び担保という区分がございます。このところで御説明いたしますけれども、農協も創設をされるに当たりましては、借りやすいようにというのが今回の創設の大きなポイントでございます。これによりますと、貸付金額が1,000千円以内の場合は、同居親族による保証でも可とするということで創設をされた内容でございます。

また、融資の御相談があられる場合には、金融機関、農協といたしましては、被災農家の方の相談に応じていただいて、既にほかの資金等の借入れがあられる方もおられると思いますけれども、そういった方々に対する保証、あるいは担保の内容については、その被災農家の方々の相談に応じた中で協議がされて手続がなされると、そういうことになっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の貸し付け制度の問題については、私も農政局に行ったときにも、このことは特に申し上げたわけですね。せっかく制度があるにもかかわらず借りられないようなことがあつてはだめだから、そのところはやっぱり配慮すべきだと言いましたら、担当の課長さんも、そこは配慮をするように努力しますというお言葉はいただいてきたわけですがね。そういうことで、既に私もいろんな人とお話ししていると、災害があろうがなかろうが、税金も払いきらんでおつとよと、ちゃーがつかばってんねとおっしゃる人たちもいらっしゃるんですね。努力されても、どうしてもできないという、そういう人もありますので、ぜひその辺については、やっぱり申請があつた場合には、条件は最低必要だと思いますが、いろんな足かせがないようお願いをしたいと思いますね。

それから、例えば、これは私もこういうところがあるんだなと思いましたのは、東与賀町ですかね、あそこでは災害を受けられたところは見舞金が出るんですね。そういう制度があるところもある。そりゃ、何もかんも精算できるような見舞金じゃありませんが、その心で

すね。鹿島はなかったかねと条例を一生懸命見ましたが、災害で亡くなった方には出るんですかね。ところが、そういうのには出ない。そういうところもありますから、やっぱり事新たにつくるんじゃないくて、制度のある分を利用するということになりますので、ぜひそういう、農協が直接はやるわけですけど、担当課としても対応していただきたいと思います。

それから、もう1点ですが、今のような状況ですから、これまでもあったように市の税金などが納められないと、払い込みができない。今まで頑張ってきたんだけど、もうどがんしようもなかばいというようなね、そういう声も聞いております。そのことで私はお尋ねをしたいと思います。市の条例の中には、例えば、市民税の減免などというところがありまして、「市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する」なんていうきれいな条例があります。そういう中にはいろいろありまして、特に当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者は、これに準ずると認められるものとか、それから、7項目めには天災その他特別の事情があると認められるときと、ちゃんとうたってあるわけですね。

だから、私はこういう制度がありますので、それを十分に活用しながら市民の人たちの手助けをするということをしなくちゃいけないと思いますが、間もなく申告の時期にも入ってくるわけですが、そういうことになると、一応今回の災害で収入が激減した、なくなったということになれば、申告は申告でできると思いますが、今、納税をされていらっしゃるわけですが、しかし、もう既に今の時点でやっぱりそこまでは回らないという人もいらっしゃると思います、はっきりね。だから、そういう人たちに対してもこういうのが該当しますよね。ということで対応をすべきだと私はと思いますが、もう既になさっているということなら、それで良としますがね。その辺についてどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

今回の災害に対する市税の減免についてという御質問ですけれども、固定資産税につきましては、まず、家屋の損壊等々で一定の基準がありますけれども、現在というか、もう既に実施をいたしておまして、小屋とか、それから屋根の損壊、家屋の損壊等で、区長さんを通じてリストを出していただきまして、職員が現地に出向きまして損害の程度等を確認いたしまして、減免に該当する分については実施をいたしておるところであります。件数的には9件であります。

それから、市民税と国民健康保険税の減免についてですけれども、今、議員おっしゃいましたように、天災その他の災害で納税が困難と認められる者については、次に定める基準によるということで、総財産の5割以上の損害が出た場合についてとか、いろいろ基準があり

ます。それと、災害を受けたことにより、当該年度の総収入見込み額が前年度の総収入額の3分の1以下に減少した場合については減免をするというふうな規定があります。これについては、共済金等については減免を判定するための収入にはなりますので、その辺、農協ほか関係団体と今連絡をとりながら、もし該当される方があるということであれば、我々の方と連絡をとって減免をしていきたいというふうに考えております。それで、これが1月ぐらいいなっていてわかれば、9月に災害が発生したわけですから、9月までさかのぼって減免を行うというふうなことになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

終わりにしますが、いろんな制度がありますからね、大変な時期でもありますので、その制度を十分に活用して、そして市民の皆さんたちが少しでも安心して新しい年が迎えられような対応をぜひしていただきたいということをお願いいたしまして、終わりにしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

簡単にお尋ねをいたしておきたいと思います。

これは、説明資料（その2）の方で1ページの説明要旨が入っておりますが、先ごろから市長は、できるだけ被災農家に直接届くような支援策をとということで、さきの定例議会でも公共施設の復旧だけが出されておりましたけど、本体対策は今度の12月議会にということで私たちも期待を寄せておったわけです。その結果を今回、すべてではないでしょうけれども、提案をされておるということで、その点についてはありがたく議案を審査しておるわけですが、全協の中でも若干申し上げもいたしておりますが、全体の事業費で135,000千円程度のうちの市の補助が18,000千円余ということで、若干物足りなさも感じてはおります。一方、財政規律との関係もございますので、この程度の補助にとどまっておるのかなという気がいたしております。大きな災害の割には、市町村が独自の補助をするというのはそうたくさんはありませんよという議論をされればそれまでの話ではございますが、経過からすれば若干期待薄だったなという感じもしないではございませんが。

そこで、具体的にそこの被害状況等ということで説明をされておりますね。米の場合で被災面積が3万6,215アールというものが対象になっておることなんですけど、この対象になっておるのがそれぞれ出されておりますですね。対象戸数が84戸とか、対象戸数が41戸とか11戸とか、面積等も示されておりますが、今度補助対象になる部分が全体に対して何

割程度に当たるのか、そこら辺調べはついていますか。ついておれば、ちょっと説明してください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全体金額で確かに平成3年との比較をすれば、今お示しをしている数字というのは低うございます。ただ、まず今回の災害対策については、言葉として適切ではないかも知れませんが、現在の財政事情は抜きに対応を考えたつもりであります。それと、平成3年度の比較でいいますと、支援項目は平成3年度と同じ、あるいはそれプラスアルファということによっております。したがって、金額的に現時点で少ないのは申請件数が少ないと、そのことによるというふうに思っておりますし、また、ちょっとお触れになりましたが、これからどうしてもここにお示しをしている部分以外でも支援が必要だという部分については検討をさせていただきたいと思っておりますし、申請も今からふえてくる部分もあるというふうに思っておりますので、3月議会が終わった時点で全体の比較をしていただければというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

全体の被害の減収率ということですが……（「被害面積が、米で言うたら3万6,215アールになっとっでしょう」と呼ぶ者あり）はい。（「それが要するに補助対象の面積として示しとるわけでしょう。以下そういう見方でいけば、例えば園芸の(1)でいけば、被害面積が1万9,200平米になっとっでしょう。これは最終面積でしょう、補償の。この下なんかは、果樹等被害樹改植対策976.8アールで、対象の戸数が41戸になっとっでしょう。これは、被害を受けた戸数のうちの大体何割程度になるのか。被害を受けた、被害は大概受けとるわけですよ、水田でいけば。鹿島市全体的に受けとる。そのうちの補助に今度なろうとするのは大体何割ぐらいをここに計上されているかということです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。被害に遭われた方の対象の割合ということでよろしいですか。（「そうです。各項目ごと」と呼ぶ者あり）はい。そしたらですね……（「今出しえんかったら書面で後からもらっても」と呼ぶ者あり）はい。それじゃ、きょう提出をいたしております資料、対策事業8区分についてそれぞれ被害状況等をお示ししておりますけれども、その戸数なり面積が全体で幾ら、それにつきましては後ほど整理いたしまして提出をさせていただきます。

（「早う下さい」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第86号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第86号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第87号は提案のとおり可決されました。

日程第7 鹿島市農業委員会委員の推薦について

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7、鹿島市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、鹿島市農業委員会委員を推薦するものであります。

お諮りいたします。推薦の方法については議長指名により推薦いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議長指名により推薦することに決しました。

それでは、議長において、犬王袋の森田イツ子さん、大殿分の橋川タツ子さん、湯ノ峰の中島和子さん、以上3名を指名いたします。

これにより、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により鹿島市農業委員会委員に森田イツ子さん、橋川タツ子さん、中島和子さん、以上3名を推薦いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名を鹿島市農業委員会委員に推薦することに決しました。

日程第8 意見書第10号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8．意見書第10号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。吉田副議長。

○21番（吉田正明君）

意見書第10号

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書（案）

本年10月から障害者自立支援法が本格的に施行された。障害者施設や居宅支援の利用にかかる応益負担（定率1割）の導入は、障害者の生活を直撃し、施設からの退所、作業所への通所やホームヘルプサービス利用の制限などの形で、生活水準の低下を引き起こしている。また、事業者側も、報酬単価の引き下げや日払い化によって、事業運営の継続が困難な状況に追い込まれている。

障害者の生活実態を重く見た地方自治体は、応益負担・自立支援医療費について独自の負担軽減策（都道府県・90市区の4割が実施／2006年9月25日付朝日新聞調査）を行っている。施行直後から、多くの自治体が軽減策を講じなければならない事態は、そもそも法の制度設計に無理があったといわざるを得ない。

4月から応益負担に加え、10月からは、新サービス体系への移行、新たな障害程度区分に基づく支給決定などが始まり、障害者、家族、事業所への影響は、さらに深刻さを増している。

本年8月、国連特別委員会では、「障害者の権利条約」案の合意がなされ、年内に国連総会で条約が採択される予定となった。世界の潮流に鑑み、真に障害者に対する差別を撤廃し、障害者の自立と社会参加を求める立場から、障害者自立支援法について下記の事項を求める。

記

1. 障害者自立支援法施行による障害当事者、家族、事業者、地方自治体への影響調査を早急に行い、真にノーマライゼーションの理念に則して同法の見直しを根本から行うこと。
2. 応益（定率）負担制度を抜本的に見直すこと。

特に、授産施設など就労支援施設にかかる利用料負担については、応益負担の撤回を含めて見直すこと。

10月から導入された障害乳幼児の療育に関する応益負担については、「子どもの福祉」を最優先する視点から凍結し、現行の公的責任による施策を継続すること。

3. 自立支援医療の実施により、公的負担を受けられる対象が大幅に制限され、患者・家族の負担が急増している。障害者・障害児が安心して医療を受けられるよう、同法から自立支援医療を切り離し、従来の精神通院医療、育成医療、更生医療にもどすこと。
4. 障害者程度区分の認定については、知的障害や精神障害の判定が、実際の障害程度より軽くなるなど、生活の実態を反映することが非常に難しい。介護保険制度に準じた判定基準を当てはめるのではなく、障害当事者の個々の生活ニーズに基づく支給決定の仕組みに作りかえること。
5. 地域生活支援事業（相談支援、移動支援など）は、国の裁量的経費であり補助金によって事業内容が制限される。自治体の積極的な取り組みが可能となるよう地域生活支援事業の予算を大幅に増額すること。また、移動支援は国の義務的経費とし、障害者の社会参加を保障すること。
6. 自治体間の格差を是正し、障害者の地域生活の充実を図るために、地域生活基盤の緊急整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
 厚生労働大臣 柳沢 伯夫 様
 財務大臣 尾身 幸次 様
 総務大臣 菅 義偉 様

以上意見書（案）を提出する

平成18年12月22日

提出者	鹿島市議会議員	徳村 博紀	鹿島市議会議員	伊東 茂
	〃	福井 正	〃	水頭 喜弘
	〃	橋爪 敏	〃	山口 瑞枝
	〃	中村雄一郎	〃	橋川 宏彰
	〃	森田 峰敏	〃	北原 慎也
	〃	寺山 富子	〃	岩吉 泰彦
	〃	井手 常道	〃	青木 幸平
	〃	中村 清	〃	谷口 良隆
	〃	中島 邦保	〃	谷川 清太
	〃	松尾 征子	〃	吉田 正明

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第10号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第10号は提案のとおり可決されました。

日程第9 意見書第11号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9 意見書第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。7番議員中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

意見書第11号

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低迷している実情にある。

また、近年、自然災害が多発する中で、産地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安心・安全の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されている。更に、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書が、昨年2月に発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を履行するための、森林吸収量3.9%確保対策の着実な実行も急務となっている。加えて、この間、わが国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれている。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後はその骨子である、①多様で健全な森林への誘導、②国土保全等の推進、③林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等対策を進めていくこととされている。

したがって、森林・林業基本計画の確実な実行や地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するには下記施策の実行とこれに要する平成19年度予算の確保が不可欠であるため、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. 森林・林業基本計画に基づく多様で健全な森林・保全の推進、林業・木材関連産業の再生など望ましい森林・林業施策実行に向け、平成19年度予算の確保等必要な予算措置を講じること。
2. 国産材利用・安定供給対策ならびに地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を越えた計画の推進を図ること。
3. 森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸対策の確保を図ること。
4. 二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための安定的な財源確保を図ること。
5. 地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。
6. 国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。

特に、国有林野事業特別会計改革にあたっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
外務大臣	麻 生 太 郎 様
農林水産大臣	松 岡 利 勝 様
経済産業大臣	甘 利 明 様
環境大臣	若 林 正 俊 様
衆議院議長	河 野 洋 平 様
参議院議長	扇 千 景 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成18年12月22日

提出者	鹿島市議会議員	中	村	雄一郎
		〃	寺	山 富 子
		〃	徳	村 博 紀
		〃	岩	吉 泰 彦
		〃	青	木 幸 平
		〃	中	村 清
		〃	中	島 邦 保

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第11号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

よって、今期定例会は閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小 池 幸 照

鹿島市議会副議長 吉 田 正 明

会議録署名議員 6 番 山 口 瑞 枝

同 上 7 番 中 村 雄一郎

同 上 8 番 橋 川 宏 彰